

金品受領訴訟

関電旧経営陣争う姿勢

会社側19億円賠償求め

が6日、大阪地裁(谷村武

則裁判長)であった。旧経営陣側は請求棄却を求め、争う姿勢を示した。

一連の問題に対する関電の調査報告書などによると、役員ら83人が1980年代〜2010年代、原子力発電所が立地する福井県高浜町の元助役(死去)か

ら3億7000万円相当の金品を受領。元助役の関連企業に工事発注などの便宜を図ったとされた。また、業績悪化で減額した役員報酬の補填を森氏が指示し、退任後に任命した嘱託の報酬名目で元役員18人に約2億5900万円支払っていた。

関電側は訴状などで、八木氏らが元助役から多額の金品を受け取りながら取締役会への報告を怠ったと、役員報酬の問題では、嘱託の業務内容を検討しておらず、支出自体が相当性を欠いていたと主張。一連の問題で関電の信用を失墜

関電が求める旧経営陣の法的責任

| | 役員報酬の補填 | 金品受領 |
|----------|---------|------|
| 八木誠・前会長 | ○ | ○ |
| 森詳介・元会長 | — | ○ |
| 岩根茂樹・前社長 | ○ | — |

※○は該当、—は該当せず

させたのは、取締役として
の注意義務違反にあたる
としている。

旧経営陣側は答弁書などで、元助役に原発運営を妨害されるリスクを考慮して金品を受領したが、保管してただけで不適切な発注もないと反論。嘱託

への報酬は補填ではなく、業務の正当な対価だとしている。

訴訟には原告として株主も加わっており、この日の口頭弁論で、株主側の代理人は「旧経営陣の責任を厳しく追及し、関電とのなれ合いを監視する」と述べた。

刑事は不起訴方針

民事異なる判断も

関電の一連の問題を巡っては、会社法違反(收購、特別背任)容疑などで告発を受けた大阪地検特捜部

が捜査を進めたが、森、八木両氏らを不起訴とする方針を固めている。この日始まった民事訴訟で異なっ

た判断が示されるか注目される。

刑事裁判では、起訴内容に「合理的な疑いが生じないレベル」の厳格な立証が求められる。一方、民事訴訟は私人間の紛争の解決を図る場で、証拠の扱いは刑事裁判とは異なるとされる。

元裁判官の平野哲郎・立命館大教授(民事訴訟法)は「一般的に8割程度の心証を裁判官が形成できれば事実認定されている」と話す。

関電の民事訴訟では取締

役としての注意義務違反が争点となる。平野教授は「注意が不十分で気付くべきことに気付けなかった程度」の『過失』を立証できれば、賠償責任が認められる可能性がある」と指摘する。

過去には、2007年に経営破綻した英会話学校「NOVA」の社長(当時)が、告発容疑の特別背任は不起訴となったが、民事訴訟は経営責任を認め、元受講生らへの損害賠償を命じている。